

○西川アイプラザ条例

平成4年3月26日

市条例第28号

改正 平成12年3月22日市条例第77号

平成17年3月17日市条例第95号

平成19年3月27日市条例第34号

平成20年12月25日市条例第125号

平成26年3月25日市条例第88号

平成30年3月20日市条例第55号

平成31年3月19日市条例第83号

(設置)

第1条 市民の文化の向上と交流の推進を図るため、岡山市北区幸町10番16号に西川アイプラザを設置する。

(指定管理者による管理等)

第1条の2 西川アイプラザの管理に関する業務のうち、次に掲げるものについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、岡山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができる。

(1) 西川アイプラザの使用の許可に関する業務

(2) 西川アイプラザの施設及び設備の維持管理に関する業務

(3) その他西川アイプラザの管理上教育委員会が必要と認める業務

(指定管理者の指定)

第1条の3 西川アイプラザの指定管理者の指定を受けようとするものは、西川アイプラザの事業計画に関する書類その他教育委員会規則で定める書類を添えて、教育委員会に申請しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。

(1) その事業計画による西川アイプラザの運営が住民の平等利用を確保することができるものであること。

(2) その事業計画の内容が西川アイプラザの効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) その事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること。

(4) その他教育委員会が必要と認める事項

3 教育委員会は、指定管理者の指定をしたとき、若しくはその指定を取り消したとき、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

4 教育委員会は、指定管理者の指定の期間満了に伴い、指定管理者として指定されているもの（以下「現指定管理者」という。）から第1項の規定による申請があった場合において、同項に規定する書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、現指定管理者が当該西川アイプラザの設置の目的を最も効果的に達成することができるかと認められるときは、現指定管理者を指定管理者の候補者として選定することができる。

第1条の4 指定管理者は、指定が効力を有する間、第2条、第3条、第5条及び第8条の2から第9条の2までに規定する教育委員会の権限を指定管理者の名において行うものとする。ただし、地方自治法第244条の2第11項の規定により、管理の業務の全部又は一部の停止を命ぜられた期間における当該停止を命ぜられた業務に係るものを除く。

(事業報告書の作成及び提出)

第1条の5 指定管理者は、毎年度終了後速やかに、次の事項を記載した事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。年度の途中において指定を取り消されたときも、同様とする。

(1) 西川アイプラザの管理業務の実施状況及び利用状況

(2) 西川アイプラザの管理に係る経費の収支状況

(3) その他教育委員会規則で定める事項

(使用の許可)

第2条 会議室又はホールを使用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければな

らない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 教育委員会は、前項の許可をする場合において、管理上必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(使用許可の制限)

第3条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の使用を許可しない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 施設をき損し、又は滅失するおそれがあるとき。

(3) その他施設の管理上支障があるとき。

(目的外の使用禁止等)

第4条 第2条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可を受けた目的以外に施設を使用し、又は使用する権利を譲渡し、若しくは転貸することができない。

(使用許可の取消し等)

第5条 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第2条第1項の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則若しくは使用許可の条件に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により使用許可を受けたとき。

(3) 第3条各号のいずれかに該当することとなったとき。

2 前項の処分により、使用者が損害を受けることがあっても、本市はその賠償の責めを負わない。

(使用料)

第6条 使用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料は、前納とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第7条 市長は、規則に定める事由に該当すると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、既納使用料の全部又は一部を還付することができる。

(特別の設備の設置)

第8条の2 使用者は、特別の設備等を設置しようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、管理上必要があると認めるときは、使用者の負担において、必要な設備等の設置を義務付けることができる。

(入館の制限)

第9条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

(1) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれのある物品等を携行する者

(2) めいてい等により他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれのある者

(3) 秩序又は風俗を乱すおそれのある者

(4) その他西川アイプラザの管理上支障がある者

(行為の制限)

第9条の2 西川アイプラザにおいて、次に掲げる行為をしようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

(1) 募金その他これに類する行為

(2) 物品の販売、宣伝、広告その他これらに類する行為

(使用者の管理責任)

第9条の3 使用者は、西川アイプラザの使用に当たっては、施設等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(原状回復の義務)

第10条 使用者は、西川アイプラザの使用が終わったときは、直ちにこれを原状に復さなければならない。使用の許可を取り消されたときも、同様とする。

2 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を直ちに原状に復さなければならない。

(損害賠償)

第 1 1 条 指定管理者又は使用者は、故意又は過失により西川アイプラザの施設又は設備をき損し、又は滅失したときは、これを原状に復し、又はその損害を市に賠償しなければならない。

(委任)

第 1 2 条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条及び第 9 条から第 1 1 条までの規定は、教育委員会規則で定める日から施行する。

(平成 4 年市教育委員会規則第 1 0 号で平成 4 年 5 月 1 2 日から施行)

附 則 (平成 1 2 年市条例第 7 7 号)

- 1 この条例は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表第 1 の規定は、この条例の施行の日以後使用許可申請があったものから適用する。

附 則 (平成 1 7 年市条例第 9 5 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の第 1 3 条の規定により行われている管理の委託については、地方自治法の一部を改正する法律（平成 1 5 年法律第 8 1 号）附則第 2 条に規定する日までの間は、なお従前の例による。
- 3 教育委員会は、前項の規定によりなお従前の例によることとされた西川アイプラザの管理に関する事務の受託者から第 1 条の 3 第 1 項の規定による申請があった場合において、同項に規定する書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、当該受託者が当該西川アイプラザの設置の目的を最も効果的に達成することができると認められるときは、当該受託者を指定管理者の候補者として選定することができる。

附 則 (平成 1 9 年市条例第 3 4 号)

この条例は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年市条例第 125 号）

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 12 条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成 26 年市条例第 88 号）

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表第 1 及び別表第 2 の規定は、この条例の施行の日以後に納付する使用料について適用し、同日前に納付する使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成 30 年市条例第 55 号）

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年市条例第 83 号）

- 1 この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に納付する使用料について適用し、同日前に納付する使用料については、なお従前の例による。

別表（第 6 条関係）

（1）施設基本使用料

使用区分 室名	午前 10 時 から正午ま で	午後 1 時か ら午後 5 時 まで	午後 6 時か ら午後 9 時 まで	午前 10 時 から午後 5 時まで	午後 1 時か ら午後 9 時 まで	午前 10 時 から午後 9 時まで
会議室(1)	1,150円	2,300円	2,300円	3,450円	4,600円	5,650円
会議室(2)	1,570円	3,140円	3,140円	4,710円	6,280円	7,750円
ホール	6,600円	13,300円	13,300円	19,900円	26,600円	29,960円

備考

- 1 入場料又は会費の類を徴収する場合の施設使用料は、当該施設基本使用料の 100%を割増しする。
- 2 練習又は準備のためにホールを使用する場合の施設使用料は、当該施設基本使用料の 50%とする。
- 3 暖冷房設備の使用料は、当該施設基本使用料の 50%とする。

4 ホール使用に際して音響・照明設備を使用する場合の施設使用料は、当該施設基本使用料の50%を割増しする。

5 使用申込時間を午後10時までを限度として延長する場合の施設基本使用料は、午後9時を過ぎて30分延長するごとに午後6時から午後9時までの使用区分に対する額の6分の1に相当する額を加算した額とし、当該加算額に10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り上げる。

(2) 附属設備基本使用料

設備器具名	単位	使用料の額（単位当たり）
ビデオプロジェクター	1式	2,090円
ピアノ	1台	2,090円
16mm映写機	1台	1,250円
スライド映写機	1台	410円

備考 マイクロフォン等の使用は、無料とする。